

刈谷市共存・協働のまちづくり推進委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、刈谷市共存・協働のまちづくり推進条例（平成21年条例第 号。以下「条例」という。）第12条第7項の規定に基づき、刈谷市共存・協働のまちづくり推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(所掌事務)

第3条 委員会は、共存・協働のまちづくりの推進のため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 情報交換に関すること。
- (2) 課題の抽出及び解決に関すること。
- (3) 施策の検証及び改善に関すること。
- (4) 方針に関すること。
- (5) その他共存・協働のまちづくりの推進に関すること。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 3 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 委員長は、委員会の会議において必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(公表)

第7条 委員会において協議された内容等については、その内容を公表するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市民活動部市民協働課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。